

7 事業完成報告

事業完成報告書の提出

医療貸付資金に係る事業が完成したときは、「事業完成報告書」のご提出をお願いします。

お手続き

1. 「事業完成報告書」を作成のうえ、添付書類を揃えて、**事業完成後3ヶ月以内**にご提出ください。
2. 「事業完成報告書」の提出後に事業の完成状況確認のため現地調査を行う場合があります。
なお、完成確認後にも、必要に応じてお客さま（借入者）の事務所等へ訪問し、業務の状況、書類、帳簿、その他必要な事項を確認（調査）することがあります（金銭消費貸借契約証書特約条項第24条）。今次事業に関する関係書類については、事業完成後7年間は、保管をお願いいたします。

提出書類

【事業完成確認に必要な書類】

1. 事業完成報告書 ※様式は当機構ウェブサイトからダウンロードしてください。（P.3 参照）
2. 病院・診療所の添付書類（P.23）
3. 介護老人保健施設・介護医療院の添付書類（P.23）

留意事項

- i 事業完成報告書は事業完成後3ヶ月以内にご提出ください。（金銭消費貸借契約証書特約条項第21条）
- ii 建築工事費の減額や補助金額の増額により事業計画の変更手続きが必要になった場合、超過貸付分を繰上償還していただくことがあります。

● 病院・診療所の添付書類（提出済のものを除く）

提出
チェック

ア	補助金等の交付決定通知書(写)、確定通知書(写)又は預金通帳(写)（補助金受入該当部分）	
イ	検査済証(写) ※融資対象事業完成後においても未発行の場合は仮使用許可書(写)を提出し、発行次第提出	
ウ	確認済証及び申請書1～6面(写) ※検査済証に記載されている確認済証番号が提出済みの確認済証と異なる場合	
エ	工事請負契約書(写)及び内訳大項目(写)※当初契約から変更が生じている場合は変更等分も含む	
オ	設計・監理業務委託契約書(写) ※同上	
カ	土地売買契約書、土地造成契約書(写)※同上	
キ	（機械購入資金の利用がある場合） 購入機械の売買契約書及び単価・数量がわかる内訳書及び納品書(写)	
ク	竣工図面（配置図、各階平面図、求積表 改修工事がある場合には平面図に改修部分とその面積を明記）	
ケ	施設のパンフレット又は竣工写真	
コ	貸付内定(変更)通知書の別紙に付した条件の履行が確認できる書類	

※ 病床種別及び病床数等を厚生局の公表資料で確認できない場合、下記の書類の提出をお願いします。

- 開設(変更)許可申請書類(写)（病床種別及び病床数または定員数が確認できるもの）
- 開設(変更)許可書(写) ※医療法第7条及び第8条の規定によるもの
- 使用(変更)許可申請書類(写)（病床種別及び病床数が確認できるページ）
- 使用(変更)許可書(写) ※医療法第27条の規定によるもの

● 介護老人保健施設・介護医療院の添付書類（提出済のものを除く）

提出
チェック

ア	開設(変更)許可申請書類一式(写)（入所定員数が確認できるもの）	
イ	開設(変更)許可書(写) ※介護老人保健施設は、介護保険法第94条の規定によるもの ※介護医療院は、介護保険法第107条の規定によるもの	
ウ	補助金等の交付決定通知書(写)、確定通知書(写)又は預金通帳(写)（補助金受入該当部分）	
エ	検査済証(写) ※融資対象事業完成後においても未発行の場合は仮使用許可書(写)を提出し、発行次第提出	
オ	確認済証及び申請書1～6面(写) ※検査済証に記載されている確認済証番号が提出済みの確認済証と異なる場合	
カ	工事請負契約書(写)及び内訳大項目(写)※当初契約から変更が生じている場合は変更等分も含む	
キ	設計・監理業務委託契約書(写) ※同上	
ク	土地売買契約書、土地造成契約書(写)※同上	
ケ	（機械購入資金の利用がある場合） 購入機械の売買契約書及び単価・数量がわかる内訳書及び納品書(写)	
コ	竣工図面（配置図、各階平面図、求積表 改修工事がある場合には平面図に改修部分とその面積を明記）	
サ	施設のパンフレット又は竣工写真	
シ	貸付内定(変更)通知書の別紙に付した条件の履行が確認できる書類	

